

令和5年3月1日	
所 属	環境創造課
所属長	宗和 素子
電 話	06-6489-6301

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の縦覧について

尼崎市は、事業者から尼崎市環境影響評価等に関する条例第24条第1項の規定に基づき、尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びこれを要約した書面（以下「要約評価書」という。）の提出があったので、尼崎市環境影響評価等に関する条例第24条第2項の規定に基づき、評価書等の写しの縦覧を行います。

1 事業概要

(1) 事業者

名称 尼崎市
代表者名 尼崎市長 松本 眞
所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号

(2) 事業名

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

(3) 事業予定地

尼崎市大高洲町8番地

(4) 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年3月1日から令和5年3月30日まで

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館9階（環境創造課）、尼崎市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

(3) その他

尼崎市ホームページ (<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/1014261/1022200/1033394.html>) でも閲覧することができます。

【参考】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。